

○東大阪都市清掃施設組合勤務条件に関する措置の要求に関する規則

昭和42年8月1日

東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(措置の要求)

第2条 職員は、この規則の定める手續により、公平委員会（以下「委員会」という。）に対して、法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をすることができる。

第2章 手續

第1節 通則

(措置の要求の方式)

第3条 措置の要求は、書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）は、正副各1通を必要な資料とともに委員会に提出しなければならない。

(代表者)

第4条 数人が共同して措置の要求をしようとするときは、代表者を選出しなければならない。

2 代表者は、他の共同して措置の要求をしようとする職員（以下「共同要求者」という。）のために、措置の要求の取下げを除き、当該措置の要求に関する一切の行為をすることができる。

3 代表者が選任されたときは、共同要求者は、代表者を通じてのみ前項の行為をすることができ、委員会からの通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(資格の証明等)

第5条 代表者の資格は、書面で証明しなければならない。

2 代表者がその資格を失なつたときは、要求者は、すみやかに書面でその旨を委員会に届出なければならない。

第2節 措置の要求

(措置要求書の記載事項等)

第6条 措置要求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、要求者（要求者が代表者を選出したときは代表者）が、署名押印しなければならない。

(1) 要求者の氏名・住所・職及び所属部課（係）

(2) 要求事項

(3) 要求の具体的事由

(4) 要求者またはその者の属する職員団体が要求事項についてすでに当局と交渉（法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行なった場合には、その交渉経過の概要

(5) 措置の要求の年月日

2 要求者が、代表者を選出したときは、措置要求書には、前項各号に掲げる事項のほか、代表者の氏名・住所・職及び所属部課（係）を記載しなければならない。

3 措置要求書には、第1項第2号から第4号に関する適切な資料を添付しなければならない。

4 措置要求書の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに委員会へ届け出なければならない。
（措置要求書の調査等）

第7条 措置要求書が提出されたときは、委員会は、記載事項及び添付資料並びに要求者の資格及び要求事項等について調査し、その要求書を受理すべきかどうかについて、決定を行なうものとする。

2 前項の調査の結果、措置要求書及び添付資料に不備があると認めるときは委員会は、要求者に補正させることができる。

3 委員会は、第1項の決定を行なうまえに、適当と認めるときは、要求者及び当該事項に関し権限ある当局（以下「関係当事者」という。）に対し、要求事項について交渉を行なうようすすめるものとする。

（措置要求書を受理等の通知）

第8条 措置要求書を受理したときは、委員会は、その旨を関係当事者に通知し、受理しないときは、その旨を要求者に通知するものとする。

第3節 審査

（事案の審査等）

第9条 委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、要求者又は関係者に出頭を求めて陳述をきき、これらの者に対し資料の提出を求め、その他必要な事実調査を行なうものとする。

2 委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、証人を呼び出して証言を求め、または証人に対し口頭による証言にかえて口述書を提出させることができる。

3 証拠調については、東大阪都市清掃施設組合公平委員会証拠調に関する規則（平成29年東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第3号）の定めるところによる。

（審査の併合及び分離）

第10条 2人以上の職員から同一内容の事案について個別的に措置の要求がされたとき、または委員会が適当と認めるときは、これを併合して審査することができる。

この場合において、審査の手續に関しては第4条の規定を準用する。

2 異なる事案を内容とする措置の要求が一括してされたとき、または委員会が適当と認めるとき

は、これを分離して審査することができる。

- 3 前2項の規定により審査を併合し、または分離する場合においては、委員会は、その旨を要求者に通知するものとする。

(審査の指揮等)

第11条 不利益処分の審査に関する規則第7条の規定は、勤務条件の措置の要求の審査の場合に準用する。

(要求の取下)

第12条 要求者は、委員会が事案について判定を行なうまではいつでも措置の要求の全部または一部を取下げることができる。

- 2 措置の要求の取下げは、書面でしなければならない。

- 3 要求の取下げがあつた場合は、この旨を当局に通知するものとする。

(審査の打切)

第13条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、決定により事案の審査を打ち切ることができる。

- (1) 要求者の死亡・所在不明等により事案の審査を継続することができなくなつたと認める場合
- (2) 関係当事者間における交渉等により事案の解決した場合
- (3) 要求の理由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなつたと認める場合

- 2 前項の規定により審査を打切つた場合は、関係当事者に通知するものとする。

第3章 審査の結果執るべき措置

(判定)

第14条 委員会は、要求の取下げがあつた場合、又は決定により審査を打切つた場合を除き、審査を終了したときは判定を行ない、これを書面に作成して関係当事者に送達するものとする。

第15条 委員会は、判定の結果必要があると認めた場合においては、当局に書面で必要な勧告をするとともにその書面の写を要求者に送達するものとする。

第4章 補則

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、措置の要求の審査の手続等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月5日公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。